

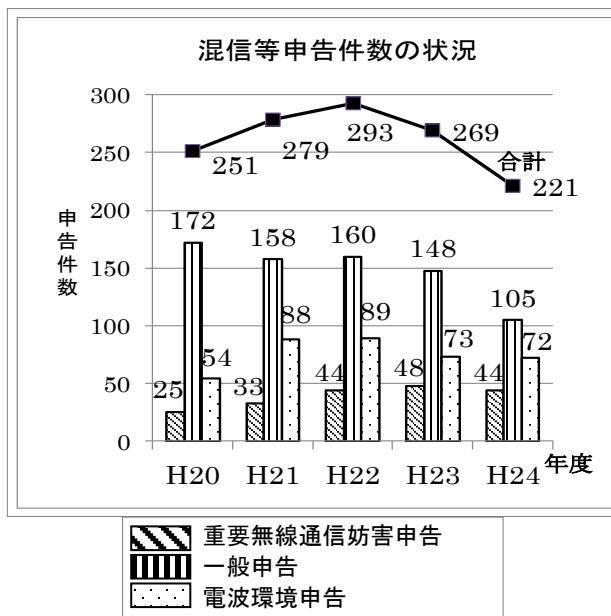
北海道内の混信申告及び不法無線局等の措置状況

— 平成24年度 —

1 混信妨害、電波環境申告の状況

平成24年度の申告受付総件数は221件であり、昨年度と比べて18%減少し、重要無線通信妨害申告(携帯電話、海上関係、航空関係、消防・救急等の重要無線に対する混信妨害など)は44件と依然高い状況にあります。

一般申告(各種業務用、アマチュア無線、不法CB等に関する混信妨害など)は105件、電波環境申告(電話機、音響機器などへの障害)は72件となっています。なお、電波環境申告の中には、電波が人体に与える影響についての相談も寄せられています。



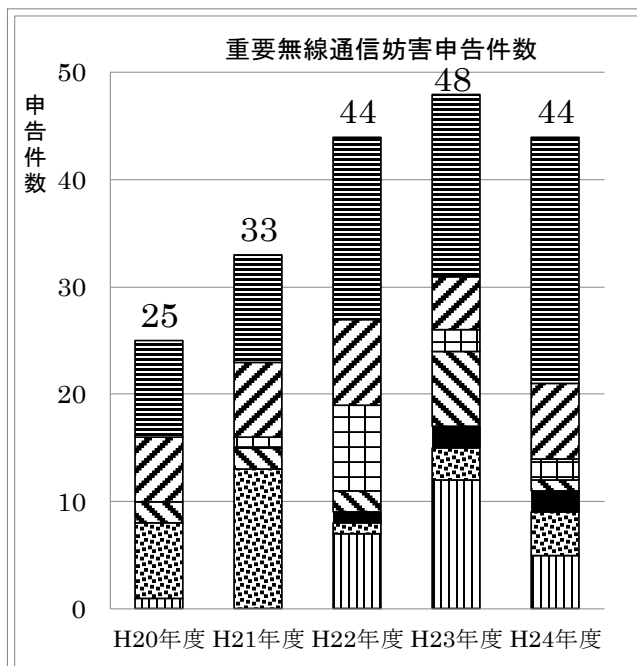
2 重要無線通信妨害及び不法無線局への対策

(1) 重要無線通信妨害への迅速な対応

重要無線通信に対する混信妨害申告44件に関し、妨害源を特定した29件については、原因者に対して速やかに措置するよう指導しました。また、妨害源を特定するまでに自然消滅した12件については、申告のあった周波数と、その近傍の周波数も確認した上で、調査を終了しています。

残る3件のうち、2件は緊急用周波数の発射に関して海上関係機関から発射位置の確認依頼があったもの、1件は調査継続中のものとなっています。

消防無線や航空無線に対する申告が他の重要無線通信に比較して多い状況にあります。



対応結果	妨害源特定	29件
	自然消滅	12件
	確認依頼	2件
	調査継続	1件
	合計	44件

凡 例	H20	H21	H22	H23	H24
消防(救急を含む)	9	10	17	17	23
航 空	6	7	8	5	7
海 上	0	1	8	2	2
防災行政	2	2	2	7	1
放 送	0	0	1	2	2
電気通信(携帯電話)	7	13	1	3	4
その他	1	0	7	12	5
合 計	25	33	44	48	44

(2) 外国規格無線機の使用に対する対応

日本国内での使用が認められていない外国規格無線機は、観光で来道する外国人が家族や仲間同士の連絡手段として使用する事例や、日本人がインターネットオークションなどで購入して業務通信や私的通信に使用する事例が増加しています。

電波監視により確認した違反に対しては、調査を行った上で、文書注意等を行っています。

【外国規格無線機の指導状況】

指 導 内 訳	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
外国規格無線機(※)	51 件	153 局	27 件	100 局	18 件	51 局
(内訳)法人(国内)	10 社	54 局	11 社	54 局	1 社	3 局
個人(日本人)	30 名	74 局	16 名	46 局	17 名	48 局
個人(外国人)	11 名	25 局	0 名	0 局	0 名	0 局
その他(国内・任意団体)	0 団体	0 局	0 団体	0 局	0 団体	0 局

※ 行政指導は、すべてFRS又はGMRSに対するもので、UHF-CB及びPRSに対するものはなかった。

(3) 捜査機関との協力状況(不法無線局の取締り状況)

不法無線局の対策として、路上や港湾等において、捜査機関(北海道警察や第一管区海上保安本部)と共同で取締りを実施しています。

内 訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
摘 発	37名 40局	20名 20局	35名 36局
行政指導	5名 5局	21名 22局	35名 35局

3 電波監視による対応状況

(1) アマチュア無線の違反に対する対応

大型車両に設置されたアマチュア無線局の運用に対する申告が多く寄せられております。

電波監視により違反運用を確認した場合には、電波規正用無線局で、無線局運用者に対し電波による規正を行っています。軽微な違反については、無線局運用者に対し運用ルール遵守について注意喚起をしています。

また、電波による規正に応じないなど、悪質な違反については、違反の経緯等について調査を行い、違反行為者に対して行政指導・処分を行っています。

内 訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
規正(回数)	167	411	661
注意喚起		18件 26局	74件 104局
行政指導・処分	1件 2局	29件 29局	76件 79局

(2) 業務用無線(各種業務、簡易無線)の違反に対する対応

電波監視により確認した違反に対しては、調査を行った上で、行政指導・処分を行っています。

内 訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
行政指導・処分	10件 99局	4件 55局	7件 43局